

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	大口町
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	120-2：不妊治療費用の補助に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表の項	131	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	158	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大口町条例第26号）第4条 別表第1 町長の部 大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第1条	大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	難病の患者に対する医療費等に関する法律第1条 この法律は、（難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。）の患者）に対する医療その他難病に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって（国民保健の向上を図る）ことを目的とする。	大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱第1条 この要綱は、（一般不妊治療を受ける夫婦）の（経済的負担を軽減）するため、一般不妊治療に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令160条 項1号	大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱第6条
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大口町一般不妊治療費助成事業の申請に係る実施についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令160条 項1号イ	大口町一般不妊治療費助成事業実施要項第3条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考

届出日	2025年10月10日
独自利用事務の対象者	大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱第3条に規定する者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2025年04月01日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	38
保護評価書の名称	大口町一般不妊治療費助成事業に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%A4%A7%E5%8F%A3%E7%94%BA&ev_name=%E4%BB%80%E8%88%AC%E4%B8%8D%E5%A6%8A%E6%B2%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=22&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=22&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	

